

# 特別定額給付金給付事業



## 概要

新型コロナウイルス緊急経済対策として、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人につき10万円の特別定額給付金を支給します。

対象者数(見込):1万8,000人(4/27時点での住民基本台帳に基づく)

TEL:特別定額給付金窓口 25-1211

## 支給額

一人につき10万円

## 基準日

令和2年4月27日

## 対象者

基準日に鳥羽市に住所を有する人  
(住民基本台帳に記録されている人)

## 申請方法 (2種類あり)

### 【郵送申請方式】

市から対象者の方に郵送された申請書に振込先口座等を記入します。

①申請書②振込先口座確認書類③本人確認書類の写しの3つを市に郵送。

### 【オンライン申請方式】

マイナンバーカード所有する世帯主の方が申請可能です。

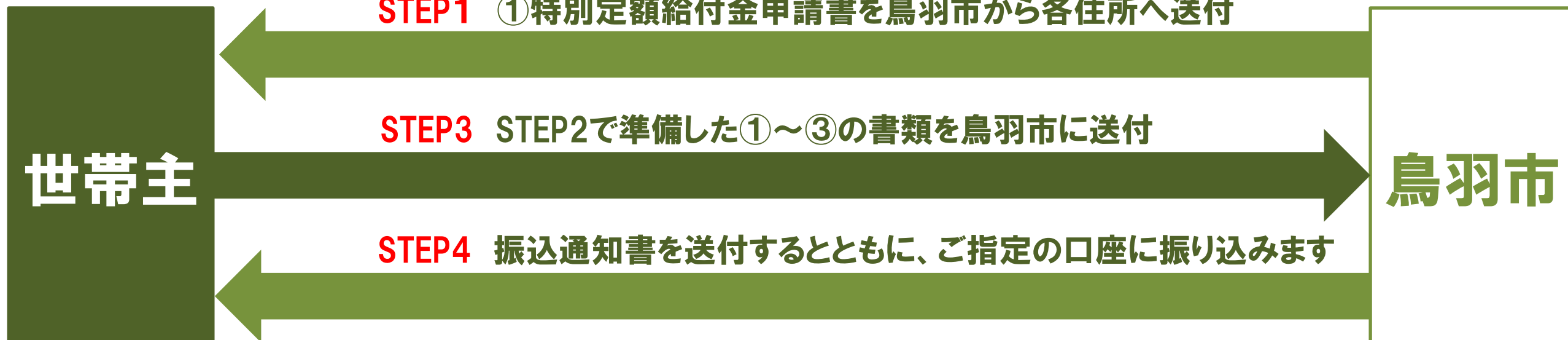
マイナポータルから振込先口座を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして電子申請します。

※原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みます。

# 特別定額給付金給付事業



## 【郵送申請方式】



### STEP2 各ご家庭での作業

送られてきた「①申請書」に記名・押印または署名し、振込先口座を記入  
「②振込先口座の確認書類」「③本人確認書類の写し」を準備

※②は銀行口座の通帳等、③は免許証のコピーや公共料金の明細などで確認可能です。

申請書 送付時期	5月21日頃
-------------	--------

振込時期	5月28日～
------	--------

申請書 返送期限	～8月24日
-------------	--------

## 【オンライン申請方式】

マイナンバーカードを所有する世帯主の方が申請可能です。

マイナポータルから振込先口座を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして電子申請します。  
内容が現在未確定のため、確認次第、ホームページなどで周知します。



# 子育て世帯への臨時特別給付金



## 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給している世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対して、臨時特別の給付金を支給します。

TEL:健康福祉課子育て支援室 25-1184

## 支給額

対象児童一人につき1万円

## 基準日

令和2年3月31日

## 対象児童

児童手当の令和2年3月分or4月分の対象となる児童

- ※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象
- ※令和2年4月より高校1年生になった方等も対象
- ※特例給付による受給世帯を除く

**▶ 受給にあたり、改めて申請する必要はありません。**

※公務員については、所属長が支給対象者であることを証明したうえで、本人が居住市町村に申請することから別途対応となります。

## 振込時期

6月30日頃(予定)

# 住居確保給付金



## 概要

離職や自営業の廃止等で住居を失ったまたは失う恐れがある方に対して、家賃相当額を原則3ヶ月(最長9ヶ月)支給する住居確保給付金を支給します

TEL:鳥羽市社会福祉協議会 25-1188

## 支給額

収入に応じて調整された家賃相当額(基準額以下の方は家賃全額)  
計算式:家賃 - (月の世帯収入合計額 - 基準額)  
上限:33,400円(単身世帯)、40,000円(2人世帯)、43,400円(3人以上世帯)

## 基準額

世帯人数が…1人78,000円 2人115,000円 3人140,000円 4人175,000円 5人209,000円

## 支給期間

3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能。最長9ヶ月)

## 支給方法

大家・不動産媒介業者へ代理納付

## 申請方法

状況によって申請方法や手順が異なるので、まずは下記に相談してください。  
暮らし相談支援センターとば(鳥羽市社会福祉会内)  
鳥羽市大明東町2-5 保健福祉センターひだまり1階  
TEL:0599-25-1188 メール:kurashi@toba-shakyo.or.jp

# 傷病手当金



## 概要

国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者で、新型コロナウイルスの感染や感染が疑わしいために働けなくなった被用者の方を支援するため、傷病手当金を給付します。

TEL: 市民課保険年金係 25-1148

※その他の保険に加入している方は会社等やご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

## 支給額

支給開始日の属する月以前の直近3ヶ月の給与等の収入額の合計を就労日数で除した額の2/3に相当する額(上限あり)

$$\text{支給総額} = \left( \text{給与等の収入額の合計を就労日数で除した額} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

※支払われた給与等の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合は、傷病手当金と支払われた給与の差額分

## 支給期間

仕事ができなくなった日から起算して3日を経過した日から最長1年6ヶ月

## 対象者

(右記の4つの条件をすべて満たす方)

- ① 給与の支払いを受けている鳥羽市国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることにより、療養のため仕事ができなくなった
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降に休んだ日が、令和2年1月1日から9月30日までの間である
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている

## 申請方法

申請書をご提出ください。詳しくは市民課保険年金係 0599-25-1148 にお問い合わせください。  
※医療機関や会社等の証明が基本的に必要です。

## 概要

新型コロナウイルス感染症や感染拡大防止のための外出自粛が各ご家庭や事業者の皆さまに経済的な影響を与えている状況を踏まえ、水道料金の減額(基本料金の全額免除)を行うことで市民生活を守ります。

TEL:水道課管理係 26-2780

## 減額(支援)内容

官公署用を除く上水道の基本料金を全額免除します。

例1:一般家庭(口径13mmの場合)

減額前: 1,155円 ⇒ 減額後: 0円

例2:営業用(口径40mmの場合)

減額前: 17,534円 ⇒ 減額後: 0円

## 減額期間

令和2年4月～9月の使用分(6カ月分) ※令和2年5月～10月検針分

## 対象者

官公署用を除く8,919件(令和2年4月現在)

基本料金	メーターの口径	基本料金(税込)	【参考】免除件数	種別件数	種別	件数
	13mm	1,155円	8,155件		家事用	8,107件
20mm	1,859円	495件	官公署用	162件		
25mm	3,674円	137件	営業用	796件		
40mm	17,534円	83件	公衆浴場	1件		
50mm	28,974円	39件	工業用	11件		
75mm	57,640円	4件	船舶用	4件		
100mm	86,570円	6件	合計	9,081件		

▶ 基本料金免除にあたり、改めて申請する必要はありません。